

長岡市告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項第1号の規定により指定納付受託者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定を取り消した歳入の種類
クレジットカード決済を利用して納付するふるさと長岡への応援寄附金
- 3 指定取消しの期日
令和8年4月1日